高齢者元気ハツラツ商品券交付事業
制度概要等・各種様式

～　目次　～

1.　「高齢者元気ハツラツ商品券」制度概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

2.　「高齢者元気ハツラツ商品券」取扱店舗事務取扱要綱・・・・ 4 ページ

3.　取扱店舗登録申請書及び誓約書兼同意書の記入についての注意点　・・ 9 ページ

4.　各種様式（登録に関する様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

5.　〃　（換金に関する様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ページ

※申請書や同意書、換金請求書への押印は、シャチハタ（浸透印やネーム印などスタンプ式のもの）は不可となっております。記載にあたっては、9 ページをよくお読みいただきご記入ください。

※「換金請求書」や「委任状及び受任者誓約書」はこちらの冊子をコピーしてお使いいただくか、または都城商工会議所ホームページよりダウンロードくださいますようお願いいたします。

令 和 ８ 年 ５ 月

都城商工会議所

「高齢者元気ハツラツ商品券交付事業」制 度 概 要

１　事業概要

事業名	高齢者元気ハツラツ商品券交付事業
目的	高齢者にいつまでも元気に過ごしていただきたいとの思いの中、高齢者の外出機会の創出と社会参加のきっかけづくりのため
対象者	令和８年４月１日時点で当市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方
通称	元気ハツラツ商品券
発行数	２万９千セット　（１人当たり５千円の商品券を対象者に交付） 【地元応援券（千円券）×２枚＋共通券（千円券）×３枚の５枚綴り】 ※地元応援券⇒本店（本社）の所在地が宮崎県内にある取扱店舗で取り扱い可能 ※共通券⇒本店（本社）の所在地に関わらず取扱店舗で利用可能
交付方法等	市が８月上旬頃からゆうパックにて発送。対象者分の商品券を世帯ごとに送付する。約２万３千世帯。９月中に配達完了見込み。
利用期間	令和８年９月１日（火）から令和９年１月３１日（日）まで
換金期間	令和８年９月１日（火）から令和９年２月１０日（水）まで

２　券の利用可能店舗

元気ハツラツ商品券を利用できる店舗（以下「取扱店舗」という。）の登録資格は、市内に店舗を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

（１）　本事業を的確に遂行する組織、人員等を有する者又は有する予定の者でないこと。

（２）　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正手続又は再生手続を行っている者であること。

（３）　法人にあっては役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者であって、これらと同等以上の支配力を有するもの）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者が、法人でない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者が、個人事業者にあっては当該個人が都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員又は暴力団関係者である者

（４）　法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者

（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条（第１項第１号を除く。）に規定する風俗営業を営む者

３　券の利用制限（共通事項）

下記に定める事項については、券の利用はできません。なお、下記事項に当たらない商品・サービスと併せて利用することもできません。

（１）現金との換金、金融機関への預入れ
（２）土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
（３）商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
（４）株式・先物・宝くじなどの金融商品
（５）たばこの支払
（６）次に掲げる取扱店舗の収入にならないものに対する支払
　①　振込用紙での支払
　②　インターネット、通販等での買物に対する支払
　③　チケット（コンサートチケット、航空券等）代の支払
（７）ボートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払
（８）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条（第１項第１号を除く。）に規定する風俗営業に関わる支払
（９）事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払
(10) 国や地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
(11) 生命保険料・損害保険料等の保険料の支払
(12) 前各号に掲げるもののほか市が指定するもの

４　取扱店舗申請

(1) 申請期間　　契約締結日から令和９年１月３１日（日）まで
(2) 申請方法　　「高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録申請書及び　誓約書兼同意書」に必要事項を記入し申請する。
(3) 申 請 先　　都城商工会議所 及び 各商工会（荘内/中郷/山之口/高城/山田/高崎）
※店舗所在地を管轄する商工会等に申請してください。
(4) 取扱登録店舗証明書　登録された事業所へ「高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録証明書」を発行します。登録証明書については、ポスター等と一緒に郵送します。

５　商品券換金場所

（１）宮崎太陽銀行（都城市内の店舗）
（２）宮崎第一信用金庫（都城市内の店舗）
（３）各商工会（荘内/中郷/山之口/高城/山田/高崎）

６　使用済み商品券の換金方法

（１）換金期間　　令和８年９月１日（火）から***令和９年２月１０日（水）まで***
※換金期間を過ぎた場合、如何なる場合も**換金できません。**
（２）換金方法　　利用者から受け取った商品券を100枚以上の場合は、１束100枚の束にして（端数については、当該端数を１束にして）、「高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録証明書」及び「換金請求書」（３枚）を提出する。
必要なものが揃っていないと受付できないので、あらかじめご承知おきください。
（３）そ の 他　　①　換金は、現金及び小切手の受領、または取扱店舗の預金口座への振込の方法による。
②　預金口座への振込の場合、取扱店舗は、金融機関の規定する振込み手数料を負担するものとする。
③　小切手での対応は市内の商工会のみとする。

④　事業所の代表者が窓口に来られない場合は、委任状を提出する。
⑤　窓口に来られる方は、本人確認ができるものを提示する。

※金融機関ごとに、換金の取扱いが異なるため、事前に金融機関にお問合せください。
※法人の場合、換金額により謄本が必要になる場合があります。個人事業者の場合で代理人が 換金する場合、換金額により代表者の身分証明書が必要になる場合があります。

【福祉課実施　高齢者元気ハツラツ商品券の流れ】

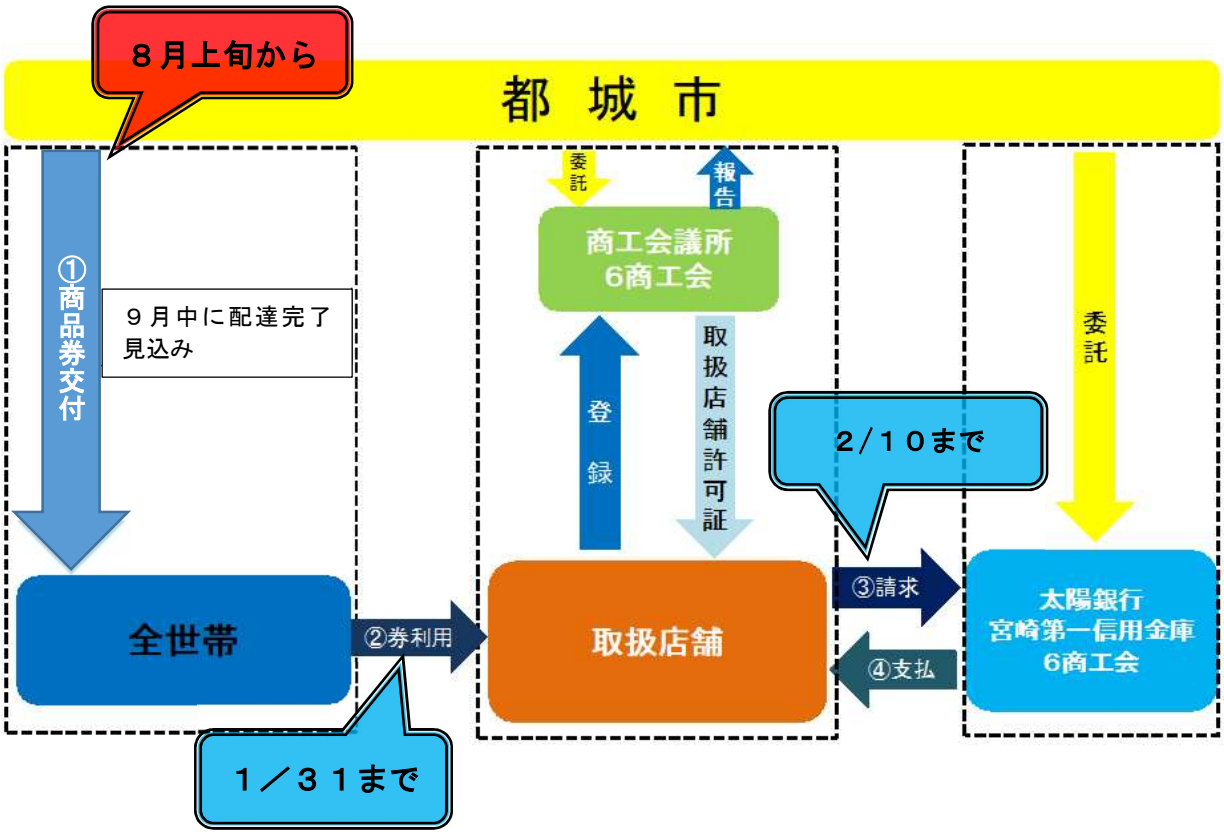

都城市高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、高齢者元気ハツラツ商品券（以下「商品券」という。）を取り扱うことができる店舗（以下「取扱店舗」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示における用語の意義は、都城市高齢者元気ハツラツ商品券交付事業実施要綱（令和８年度告示第 140 号）に定める用語の例による。

（取扱店舗の登録資格）

第３条　取扱店舗の登録資格を有する者は、市内に事業所を有する者であって、かつ、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有し、又は有する予定のあるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

（１）　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正手続又は再生手続を行っている者

（２）　法人にあっては役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者であって、これらと同等以上の支配力を有するもの）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者が、法人でない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者が、個人事業者にあっては当該個人が都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員又は暴力団関係者であるもの

（３）　個人事業者にあっては当該個人が、個人事業者以外のものにあっては当該団体の代表者が、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者であるもの

（４）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条（第１項第１号を除く。）に規定する風俗営業を営むもの

（商品券を取り扱うことのできる取扱店舗）

第４条　商品券は、取扱店舗のうち、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるものが取り扱うことができる。

（１）　地元応援券　宮崎県内に本店又は本社を有する事業所の取扱店舗

（２）　共通券　全ての取扱店舗

（取扱店舗の登録）

第５条　取扱店舗として登録を希望するものは、高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録申請書及び誓約書兼同意書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（取扱店舗の登録期間）

第６条　取扱店舗の登録期間は、毎年度５月１日（５月２日以降に次条に規定する取扱店舗名簿に登録されたものにあっては、当該登録された日）から翌年１月31日とする。

（取扱店舗登録審査及び名簿登録）

第７条　市長は、第５条の規定により申請書の提出を受けたときは、申請内容を確認及び審査の上、登録を認めた場合は、高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録証明書（様式第２号。以下「取扱店舗登録証明書」という。）を交付することにより当該申請者に通知するものとし、取扱店舗名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

（取扱店舗の登録抹消）

第８条　第５条及び前条の規定にかかわらず、市長は、前年度に同条の規定により名簿に登録されている者に対して、高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録継続通知書（様式第３号。以下「継続通知書」という。）を送付し、市長が定める期日までに辞退欄記入後の継続通知書の提出があった者については名簿の登録を抹消するものとし、当該期日までに継続通知書の提出がない者については事業の参加を継続するものとみなし、名簿へ登録することができる。

第９条　年度の途中に取扱店舗の登録の抹消を希望する者は、取扱店舗登録抹消届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（利用制限）

第10条　次に掲げるものについては、商品券の利用対象外とする。

（１）　現金との換金又は金融機関への預入れ

（２）　土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払

（３）　ビール券、図書券、文具券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、テレフォンカード、コンサートチケット、航空券、各種商品券、各種回数券その他の換金性の高いものの購入

（４）　株式、先物、宝くじ等の金融商品の購入

（５） たばこの購入

（６） 次に掲げる取扱店舗の収入にならないものに対する支払

ア 振込用紙での支払

イ インターネット、通販等での買物に対する支払

（７） ボートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払

（８） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条（第１項第１号を除く。）に規定する風俗営業において提供される役務に対する支払

（９） 事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払

(10) 国又は地方公共団体への支払及び公共料金等の支払

(11) 生命保険料、損害保険料等の保険料の支払

(12) 前各号に掲げるもののほか、市が指定するもの

（取扱店舗の責務）

第11条 取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 商品券の利用者（以下「利用者」という。）が利用期間中に商品券を持参したときは、前条各号に掲げるものを除き、商品券額面分の物品の販売、サービスの提供等を行うこと。

（２） 市長が配付するポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。

（３） 前条各号に掲げるものを除き、商品券で購入できない商品等がある場合は、利用者に分かるよう表示すること。

（４） 本告示を遵守するとともに商品券の普及に努めること。

（５） 商品券に関し偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに市長へ申し出ること。

（６） 偽造商品券については、換金できないことを了承すること。

（７） 市長が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力を行うこと。

（８） 利用者が商品券で物品を購入し、又はサービスの提供を受けようとする場合は、その取扱いを拒否しないこと。

（９） 換金期限は、市長の指定する期限であることを了承すること。

(10) 利用された商品券を再び事業用又は個人用の決済等に使用しないこと。

(11) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(12) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第９項の規定に基づく休業等の協力の要請等がなされた場合には、これに応じるこ

と。

(13)　前各号に掲げるもののほか、市から指示があった事項

（取扱店舗資格の喪失等）

第12条　市長は、申請の内容に虚偽があった場合又は前条各号の規定に反する行為があると認めた場合は、取扱店舗に対し、登録の取消し、換金拒否及び損害金の請求を行うことができる。

（届出事項の変更）

第13条　取扱店舗は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱店舗変更届出書（様式第５号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（１）　営業を休止し、又は廃止したとき。

（２）　営業に必要な資格、免許等の取消しを受けたとき又はその営業の停止を命ぜられたとき。

（３）　名簿の記載事項に変更を生じたとき。

２　市長は、前項の規定により届出書の提出を受けたときは、変更内容を確認及び審査の上、変更を認め、かつ取扱店舗登録証明書の記載事項に変更があった場合は、変更後の内容を記載した取扱店舗登録証明書を取扱店舗に交付するものとする。

（取扱店舗登録等の委託）

第14条　市長は、取扱店舗の登録、抹消及び変更について、都城商工会議所、荘内商工会、中郷商工会、山之口町商工会、高城町商工会、山田町商工会又は高崎町商工会（以下「都城商工会議所等」という。）に委託することができる。

２　前項の場合において、第５条、第７条、第９条及び前条中「市長」とあるのは「都城商工会議所等」と読み替えるものとする。

（換金期間）

第15条　利用者から受け取った商品券の換金期間は、市長の指定する期間とする。

２　前項に規定する期間を過ぎた商品券の換金は行わない。

（換金方法）

第16条　利用者から受け取った商品券は、券種別、100枚ごとに１束にまとめ（100枚に満たない端数については、当該端数を１束にして）、取扱店舗登録証明書及び高齢者元気ハツラツ商品券換金請求書（様式第６号から様式第８号まで。以下「請求書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　代理人が商品券の換金を請求するときは、委任状及び受任者誓約書（様式第９号）を提出しなければならない。

３　請求書を提出する者については、顔写真付きの証明書類等で本人確認を行うものとする。

４　換金の方法は、現金の受領又は取扱店舗の預金口座への振込による。ただし、預金口座への振込の場合は、取扱店舗が次条に定める委託金融機関の規定する振込手数料を負担するものとする。

（委託金融機関等）

第17条　商品券の換金については、都城市内の宮崎太陽銀行及び宮崎第一信用金庫並びに都北商工会連絡協議会に委託する。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。

取扱店舗登録申請書及び誓約書兼同意書の記入についての注意点

【印字されている申請書の記載内容について】

送付いたしました申請書には、「物価高騰支援券」事業にてご登録いただいた情報が印字されております。内容について必ずご確認いただき、修正がある場合は二重線を引き（訂正印は不要です）、正しい情報を記載ください。

■ 印鑑について（申請書・同意書共通）

印鑑は会社印または代表者印を押印ください。
なお、法人の場合で本店等が市外にあるなど会社印・代表者印の押印に手続き上時間を要する場合は各店舗の管理者（店長等で管理的な立場にある方）の個人の認印で構いません。
個人事業の方は個人の認印を押印ください。
※シャチハタ（浸透印やネーム印等のスタンプ式のもの）による押印は不可です。

■ 店舗の所在地について

登録店舗の所在地の記入をお願いします。店舗一覧に掲載する地区はこの欄に記載してある所在地を基に市が判断します。

■ 店舗名について

店舗名は、一般消費者のお客様が認識している屋号や法人名をご記載ください。
この欄に記載いただいた店舗名が取扱店舗一覧に掲載されます。

■ 本社（本店）の所在地について

本社・本店の所在地を記入してください。コンビニエンスストア等の場合、直営店でなく単独店であれば店舗の所在地を本店として判断してください。

■ 今後の文書送付先について

取扱店舗登録証やお知らせ等の文書の送付希望先にチェックをお願いします。
チェックがない場合は店舗が送付先となります。

■ 要件・誓約等について

物価高騰支援券と同様に、今回も**地元応援券の設定があります。**
本社・本店の所在地が県外の場合、地元応援券の取扱いはできません。
ご理解のうえ登録申請をお願いします。

【暴力団排除に関する誓約書及び同意書について】

法人の場合は法人名・店舗名・役職・代表者氏名を、個人事業の場合は氏名のみ記載いただき、押印ください。

登録申請書記入注意点

様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

券

登録店舗の所在地の御記入をお願いします。
店舗一覧に掲載する地区はこの欄に記載してある所在地を基に判断します。

登録店舗情報	店舗の所在地	〒 都城市	
	フ リ ガ ナ		印
	店舗名		
	代表者氏名	職　　氏名	
	業種名		
	電話		
	今後の文書送付	□　店舗　・　□　②　本社（本店）　※お知らせ等の送付希望先に☑	
本社本店情報	本社（本店）の所在地	〒	
	商号又は事業所名		
要件誓約等	本社・本店情報について該当するものに☑をつけてください。 本社・本店の所在地が　□　①　県内　・　□　②　県外 （①県内であれば、共通券・地元応援券の両方が利用対象。②県外であれば共通券のみ利用対象） ※大型商業施設の場合は施設事業者の本店の所在地ではなく、入居されている事業所の本社・本店の所在地で判断してください。		

本社・本店の所在地を記入してください。
※コンビニエンスストア等の場合、直営店でなく単独店であれば店舗の所在地を本店として判断してください。

「物価高騰支援券」や「プレミアム付スマイル商品券（第5弾）」と同様に、
地元応援券の設定があります。
本社・本店の所在地が県外の場合、地元応援券の取扱いはできません。
御了承のうえ登録申請をお願いします。

（１

（２

（３）　誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申請に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。

上記（１）から（３）までについて、確認の上、誓約及び同意します。

氏　名　　印

（法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

宛て

高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録申請書及び誓約書兼同意書

高齢者元気ハツラツ商品券交付事業の導入に伴い、都城市高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗事務取扱要要綱の規定を承知の上、取扱店舗としての登録を申請します。

登録店舗情報	店舗の所在地	〒 都城市	
	フ リ ガ ナ		印
	店舗名		
	代表者氏名	職　　氏名	
	業種名		
	取扱品目等		
	担当者名		
	電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
	今後の文書送付先	□　店舗　・　□　②　本社（本店）　※お知らせ等の送付希望先に☑	
本社本店情報	本社（本店）の所在地	〒	
	商号又は事業所名		
要件誓約等	本社・本店情報について該当するものに☑をつけてください。 本社・本店の所在地が　　□　①　**県内**　・　□　②　**県外** (①県内であれば、共通券・地元応援券の両方が利用対象。②県外であれば共通券のみ利用対象) ※大型商業施設の場合は施設事業者の本店の所在地ではなく、入居されている事業所の本社・本店の所在地で判断してください。		

暴力団排除に関する誓約書及び同意書

（１）　申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。

（２）　都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。

（３）　誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申請に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。

上記(１)から(３)までについて、確認の上、誓約及び同意します。

氏　名　　印

（法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

様

高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録証明書

都城市高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第５条に基づく　　年　　月　　日付けの申請に係る取扱店舗名簿への登録については、次のとおりとしましたので、要綱第７条の規定により通知します。

なお、換金の際には、取扱店舗登録の確認をしますので、必ずこの証明書を御提示ください。

記

１　登録期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　取扱可能券種

３　取扱店舗の責務

（１）　利用者が利用期間中に高齢者元気ハツラツ商品券（以下「商品券」という。）を持参したときは、要綱第10条各号に掲げるものを除き、商品券額面分の物品の販売、サービスの提供等を行うこと。

（２）　市長が配付するポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。

（３）　要綱第10条各号に掲げるものを除き、商品券で購入できない商品等がある場合は、利用者に分かるよう表示すること。

（４）　要綱を遵守するとともに商品券の普及に努めること。

（５）　商品券に関し偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに市へ申し出ること。

（６）　偽造商品券については、換金できないことを了承すること。

（７）　市が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力を行うこと。

（８）　利用者が商品券で物品を購入し、又はサービスの提供を受けようとする場合は、その取扱いを拒否しないこと。

（９）　換金期限は、年　　月　　日（　　）であることを了承すること。

(10)　利用された商品券を再び事業用又は個人用の決済に利用しないこと。

(11)　商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(12)　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第９項の規定に基づく休業等の協力の要請等がなされた場合には、これに応じること。

(13)　前各号に掲げるもののほか、市長から指示があった事項を遵守すること。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

様

高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録継続通知書

都城市高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第８条に基づき、今年度も引き続き商品券の取扱店舗として登録させていただきますので、下記のとおり登録内容を通知します。

なお、登録店舗情報等の変更がある場合や、店舗登録継続を希望されない場合は、裏面の登録店舗内容変更欄又は辞退欄にご記入の上、　　**年　月　日まで**にご提出ください。

期限までにご提出がない場合には、店舗登録継続及び下記の暴力団排除に関する誓約に同意いただいたものとみなし、都城市高齢者元気ハツラツ商品券の取扱店舗として「高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録証明書」送付します。

【取扱店舗登録内容】

登録店舗情報	店舗の所在地	〒 都城市
	フ リ ガ ナ	
	店舗名	
	代表者氏名	職　　氏名
	業種名	
	取扱品目等	
	電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ
	今後の文書送付先	□ ①　店舗　・　□ ②　本社（本店）　※お知らせ等の送付希望先に☑
本社本店情報	本社（本店）の所在地	〒
	商号又は事業所名	

【暴力団排除に関する誓約】

（１）　申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。

（２）　都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。

（３）　誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申請に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。

【辞退欄】

※本事業の取扱店舗登録の継続を希望しない場合のみ記入ください。

記入日	年　　月　　日
店舗名	
代表者氏名	職　　氏名　　印

【取扱店舗登録内容変更欄】

※変更がある箇所のみ記入し、暴力団排除に関する誓約書及び同意書に署名押印ください。

登録店舗情報	店舗の所在地	〒 都城市
	フ リ ガ ナ	
	店舗名	
	代表者氏名	職　　氏名
	業種名	
	取扱品目等	
	電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ
	今後の文書送付先	□ ①　店舗　・　□ ②　本社（本店）　※お知らせ等の送付希望先に☑
本社本店情報	本社（本店）の所在地	〒
	商号又は事業所名	

暴力団排除に関する誓約書及び同意書

（1）　申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。

（2）　都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。

（3）　誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申請に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。

上記(1)から(3)までについて、確認の上、誓約及び同意します。

氏　名　　印

（法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

宛て

取扱店舗登録抹消届出書

高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗の登録の抹消を希望しますので、次のとおり届け出ます。

事業所の所在地	〒 都城市	
フリガナ		印
商号又は事業所名		
フリガナ		
代表者氏名	職　　氏名	
電話番号		
理由		

様式第５号（第 13 条関係）

年　　月　　日

宛て

取扱店舗変更届出書

高齢者元気ハツラツ商品券取扱店舗登録申請書に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

記

事業所の所在地	〒 都城市	
フリガナ		印
商号又は事業所名		
フリガナ		
代表者氏名	職　　氏名	
電話番号		
変更内容		
変更前		
変更後		
変更年月日	令和　　年　　月　　日	

様式第６号（第 16 条関係）

年　　月　　日

※換金期限:　　年　　月　　日

都城市長　宛て

高齢者元気ハツラツ商品券換金請求書

利用済み高齢者元気ハツラツ商品券について、次のとおり請求します。

事業所の所在地	〒 都城市	
商号又は事業所名		印
代表者氏名	職　　氏名	
電話番号		
券の枚数 及び請求金額	地元応援券　　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円	
	共通券　　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円	
	合計　　枚 ＝ 円	

※券の合計枚数及び合計請求金額の訂正はできません。

支払方法	1　口座入金 2　振　込 3　現　金 4　小切手	口座入金先 又は 振込先	銀行 金庫 農協	支店 支所 営業部 出張所
			普通・当座	口座番号
		フリガナ		
		口座名義人		

※他行への振込は手数料がかかります。

【窓口に来られた方】

氏　　名	

【取扱機関記入】

本人確認書類	1　マイナンバーカード　　2　運転免許証　　3　その他（　　）
確定枚数 及び確定換金額	地元応援券　　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円
	共通券　　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円
	合計　　枚 ＝ 円
取次金融機関	

様式第７号（第 16 条関係）　　（取次金融機関用控）

年　　月　　日

※換金期限:　　年　　月　　日

都城市長　宛て

高齢者元気ハツラツ商品券換金請求書

利用済み高齢者元気ハツラツ商品券について、次のとおり請求します。

事業所の所在地	〒 都城市	
商号又は事業所名		印
代表者氏名	職　　氏名	
電話番号		
券の枚数 及び請求金額	地元応援券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円	
	共通券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円	
	合計 枚 ＝ 円	

※券の合計枚数及び合計請求金額の訂正はできません。

支払方法	1　口座入金 2　振　込 3　現　金 4　小切手	口座入金先 又は 振込先	銀行 金庫 農協	支店 支所 営業部 出張所
			普通・当座	口座番号
		フリガナ		
		口座名義人		

※他行への振込は手数料がかかります。

【窓口に来られた方】

氏　　名	

【取扱機関記入】

本人確認書類	1　マイナンバーカード　　2　運転免許証　　3　その他（　　）
確定枚数 及び確定換金額	地元応援券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円
	共通券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円
	合計 枚 ＝ 円
取次金融機関	

様式第８号（第 16 条関係）　　（取扱店舗用控）

年　　月　　日

※換金期限:　　年　　月　　日

都城市長　宛て

高齢者元気ハツラツ商品券換金請求書

利用済み高齢者元気ハツラツ商品券について、次のとおり請求します。

事業所の所在地	〒 都城市		
商号又は事業所名			
代表者氏名	職　　氏名		
電話番号			
券の枚数 及び請求金額	地元応援券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円		
	共通券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円		
	合計　枚 ＝ 円		

※券の合計枚数及び合計請求金額の訂正はできません。

支払方法	1　口座入金 2　振　込 3　現　金 4　小切手	口座入金先 又は 振　込　先	銀行 金庫 農協	支　店 支　所 営業部 出張所	
			普通・当座	口座番号	
		フリガナ			
		口座名義人			

※他行への振込は手数料がかかります。

【窓口に来られた方】

氏　　名	

【取扱機関記入】

本人確認書類	1　マイナンバーカード　　2　運転免許証　　3　その他（　　）		
確定枚数 及び確定換金額	地元応援券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円		
	共通券　1,000 円 券 × 枚 ＝ 円		
	合計　枚 ＝ 円		
取次金融機関			

様式第９号（第 16 条関係）

委任状及び受任者誓約書

都城市長　宛て

委　任　状

委任者(高齢者元気ハツラツ商品券を換金する取扱店舗の代表者の方)

事業所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は
事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　　職　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、次の者を代理人と定め、高齢者元気ハツラツ商品券の換金に関する事務手続を委任します。

なお、このことについて問題が生じても、市には迷惑をかけません。

年　　月　　日

誓　約　書

受任者(窓口に来られる方)

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記委任者の代理人として、高齢者元気ハツラツ商品券の換金に関する事務手続を受任します。

なお、このことについて問題が生じても、市には迷惑をかけません。

年　　月　　日

都城商工会議所

都城市中町１７街区２号 TERRASTA２F
TEL０９８６－２３－０００１
FAX０９８６－２３－７２２２